

市からの連絡帳



2月29日(金)は、固定資産税・都市計画税第4期の納期です。納付には、便利な口座振替を。納税課 田(☎460-9831)

税

市税の納付はお済みですか？

市民税・都民税普通徴収1～4期分、固定資産税・都市計画税1～3期分、軽自動車税の納付がお済みでない方は、お早めに最寄りの公金取扱金融機関、市役所両庁舎、谷戸・中原・柳橋各出張所で納付をお願いします。

納期限が過ぎると、納期内に納付していただいた方との公平性を確保するため、延滞金もあわせて納付していただくことになります。

また、納付がないまま放置された場合には、文書や電話、自宅等への訪問により納付をお願いするほか、必要な場合には財産調査を行ない、法に基づいた厳正な滞納処分を行なっています。

納付にあたりお困りの事情のある方は、そのままにせず必ずご相談ください。

納税課 田(☎460-9831)



償却資産の申告

市内に償却資産(事業用資産)を所有されている方は、毎年1月31日までに申告をしていただくことになっています。対象となる方で、まだ申告がお済みでない方は、至急申告をしてください。また、申告書をお持ちでない方は、お送りしますので、ご連絡ください。

資産税課 田(☎460-9830)

高齢福祉

高齢者医療制度の見直し

「与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチーム」で、高齢者医療制度について次のとおり取りまとめられ、政府としても実施することとなりました。

なお、今後正式に内容が固まった

2月の車座集会(タウンミーティング)のご案内

市民の皆さんのご提案やご意見を、市長が直接お聞きする車座集会を開催しています。

当日直接会場へお越しください。なお、車での来場はご遠慮ください。

| とき | ところ |
|---------------------------|--------------------|
| 2月23日(土) 午後2時 最大2時間 | 田無庁舎 502・503会議室 |

秘書広報課 田(☎460-9803)

段階で改めてお知らせします。

※70～74歳の方の窓口負担について
4月～平成21年3月までの1年間窓口負担が1割に据え置かれます。

すでに3割負担の方、後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害認定を受けた方は除きます。

制度改正により、70～74歳の方の窓口負担については、4月から2割負担に見直される予定だったものを据え置くものです。

健康年金課 田(☎460-9822)



各種申請

住民基本台帳カードの交付

市内に住所がある方で、希望される方の申請に基づき、住民基本台帳カード(以下、住基カード)を発行します。15歳未満の方の申請は、法定代理人による申請が可能です。親権の関係がわかる書類をお持ちください。

住基カードには、Aタイプ(氏名のみを記載)と、Bタイプ(住所、氏名、生年月日、性別、顔写真を記載)の2種類があり、選択できます。

住基カードでは、住民票等自動交付機をご利用になれません。印鑑登録等による「西東京市民カード」とは異なりますので、ご注意ください。



※住基カードでできること

写真付きのBタイプは、公的な身分証明書としてご利用いただけます。

住民票の写しを他の市区町村で受け取れるサービスが利用できます。

転入・転出手続きを簡略化するサービスが利用できます。

※申請方法

受付場所 市民課 田無庁舎2階、保谷庁舎1階)

受付時間 午前9時～11時30分、午後1時～4時30分

申請できる方 本人のみ

必要なもの

本人確認書類
即日交付...運転免許証、パスポート
その他官公署が発行した顔写真の貼付してある免許証、許可証、資格証明書など

照会交付...顔写真の貼付してある証明書などをお持ちでない方は、照会書を自宅に郵送する方法で本人確認をしますので、健康保険証などをお持ちください。

認め印

写真(Bタイプのみ)

写真は無料で撮影できます。

写真を持参する場合は、申請6月以内に撮影した無帽、正面、無背景、縦4.5cm×横3.5cmの写真をお持ちください。写真の裏側には氏名の明記をお願いします。

手数料 1件500円

住基カードの有効期限は、発行日から10年です。

市から転出するなどの理由で住所が変更になる場合や変更した場合には住基カードは自動的に廃止となります。カードは市に返納してください。

住基カードを紛失・焼失、カード不良などの場合は再交付申請ができます。カードを紛失・焼失し、市に返納ができない場合は、警察署に紛失届けを出したことを証明する書類などが必要です。再交付の手数料は500円です。

市民課 田(☎460-9820)

保(☎438-4020)

市民カードの取り扱い

※西東京市民カード・ほうや市民カードの暗証番号について

暗証番号をお忘れになった場合は、早めに暗証番号登録をお願いします。また、暗証番号を登録していない「田無市印鑑登録証」、「保谷市印鑑登録証」、「市民カード」をお持ちの方は、暗証番号登録手続きができます。暗証番号を登録すると市内5か所に設置された住民票等自動交付機をご利用になれます。

いずれも本人が窓口で申請をしてください。

※引き替え手続き、暗証番号変更手続き・暗証番号登録手続きについて

必要なもの

西東京市民カード、ほうや市民カード、田無市印鑑登録証、保谷市印鑑登録証

認め印

申請者の本人確認ができるもの(運転免許証、パスポート、健康保険証等)

本人であることが確認できるものの種類により手続きの流れが異なります。次の をご覧ください。

即日での引き替え、暗証番号の変更・登録

運転免許証、パスポートその他官公署が発行した顔写真の貼付してある免許証、許可証、資格証明書等で本人確認をした場合は、即日引き替え、暗証番号の変更・登録ができます。

照会手続きでの引き替え、暗証番号の変更・登録

運転免許証、パスポートその他官公署が発行した顔写真の貼付してある免許証、許可証、資格証明書等がない場合は即日手続きができません。申請をすると本人あてに照会書を郵送しますので、照会書が届き次第、再度来庁して手続きをしてください。申請は本人のみですが、再度来庁の場合は、代理人でも手続きができます。

再度来庁する時に必要なもの

照会書の別記回答書に本人が署名、押印したもの

西東京市民カード、ほうや市民カード、田無市印鑑登録証、保谷市印鑑登録証

認め印

申請者の本人確認ができるもの
再度来庁する方が代理人の場合は、照会書に添付した代理人選任届(本人自筆)と代理人の印鑑、代理人の本人確認ができるもの

※西東京市民カードの破損等による引き替えについて

西東京市民カードで8けたの番号の左3けたが010であるものは、生分解性プラスチック(水や炭酸ガスなどに分解し、自然に還元する)カードです。このカードは、弾力性が弱く割れやすいとのご指摘を受けています。破損等を確認したときは、引き替えますので、窓口にお持ちください。

必要なもの

認め印

破損した西東京市民カード

窓口に来られた方の本人確認ができるもの(運転免許証、パスポート、健康保険証等)

代理人による申請の場合は、代理人選任届(本人自筆)が必要です。

市民課 田(☎460-9820)

保(☎438-4020)



子育て

ファミリー・サポート・センター ファミリー会員登録説明会

時・場 2月8日(金)午前10時～正午・イングビル 2月24日(日)午前10時～正午・保谷東分庁舎 電話申し込みが必要(平日午後5時まで)

ファミリー・サポート・センター事務局(☎438-4121)

障害福祉

心身障害者自動車燃料助成

自動車燃料費の請求を受け付けます。

受付期間 2月1日(金)～29日(金) 午前8時30分～午後5時

土・日曜日、祝日を除く 受付 障害福祉課 両庁舎1階)

郵送も可 必要なもの

現況届兼請求書(対象者には用紙送付済み)

障害者本人の認め印(代理人の方が申請する場合はその方の認め印)

車検証のコピー 運転免許証のコピー

障害者本人(20歳未満の場合は保護者の口座可)の振込先口座

請求対象期間内に給油した際の領収書など(原本)

対象期間 平成19年8月分～1月分(この間に新たに認定申請をされた方は、認定申請月から平成20年1月まで)

障害福祉課 保(☎438-4035)

手話通訳者登録試験

聴覚障害者の要請に応じて手話通訳者を派遣するため登録試験を実施